

番 号： 150259
 国 名：南アジア地域
 担当部署：南アジア部計画課
 案件名：円借款事業形成・実施促進業務【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：円借款事業形成・実施促進業務
- (2) 格 付：2号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年6月上旬から2016年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.80M/M、現地 4.90M/M、合計 5.70M/M
- (3) 業務日数：準備期間 第1次現地 第1次国内 第2次現地 第2次国内 第3次現地
 2 2 1 2 2 1 2 2 1
 第3次国内 第4次現地 第4次国内 第5次現地 第5次国内 第6次現地
 2 2 1 2 2 1 2 2 1
 第6次国内 第7次現地 整理期間
 2 2 1 2

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ
 も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	円借款事業形成・実施促進にかかる各種業務
対象国／類似地域	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：支援対象とする実施中案件の受注コンサルタントは、本件に応募することができない。

(2) 必要予防接種：無

6. 業務の背景

南アジア地域は、円借款の承諾額・デイスバース額とも、東南アジア・大洋州地域に並ぶ規模であり、ニーズに基づいた着実な新規案件形成と円滑な貸付実行が求められている。

今回対象とする各国の概要は、南アジア地域で最大の円借款受入国であるインドにおいては、実施中案件数65件(2015年3月時点)、2012-2014年度の円借款新規承諾累計額は約8,008億円であり、大口与信先として2015-2016年度も同様規模の支援が想定される。スリランカにおいては、実施中案件数19件(2015年3月時点)、2012-2014年度の円借款新規承諾累計額は約898億円であり、内戦終結に伴い紛争影響地域の支援ニーズが高まっていることや、大コロンボ圏を中心としたインフラ支援ニーズにより、インド同様に2015-2016年度も同様規模の支援が想定される。バングラデシュにおいては、実施中案件数26件(2015年3月時点)、2012-2014年度の円借款新規承諾累計額は約2,873億円であり、近年増加傾向にあり且つ今後も更なる経済成長が予想されているため、規模の拡大が見込まれる。ネパールにおいては、2006年の内戦終結とその後の政治・経済状況の改善を受け、2012年度に12年ぶりの新規円借款事業の実施が合意された。

新規案件形成においては、円借款案件形成プロセスに不慣れな実施機関及び監督官庁に対し、きめ細やかな支援を行う必要がある。またL/A調印後の円滑な実施や高い事業効果発現のためには、案件形成時に予め様々なステークホルダーから多様なデータを収集し、これを分析して実施機関等に対して適切な助言を行っておくことも重要である。

既往円借款案件の監理においては、各JICA在外事務所が案件進捗状況のモニタリング（進捗確認のための定期的な会議等）や実施促進のための調査実施等により実施機関等を支援しているが、当初の予定通りに進まないケースが散見される。これも実施機関等が円借款の貸付実行や調達手続きに習熟していないことや、相手国内における承認手続きが煩雑であること等が主な要因となっていることが多く、実施機関等に対しよりきめ細やかに円借款の制度や手続きに係る技術的な支援を行う必要がある。

本専門家派遣は、かかる状況に鑑み、実施機関等による案件形成への支援、及び実施中円借款案件の実施促進に係る情報収集等を支援し、当該4カ国における円借款事業を円滑に促進することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、円借款事業の仕組み及び手続きを十分把握のうえ、円借款案件の形成及び実施促進に係る実施機関等への支援を行う。

主な対象として想定されている案件はインドのナガランド森林環境保全・生活改善事業、レンガリ灌漑事業（フェーズ2）等、貨物専用鉄道建設事業、都市交通（メトロ）事業、スリランカの水セクター開発事業(III)、及びバングラデシュの外国直接投資促進事業、ダッカ-チッタゴン基幹送電線強化事業、西部バングラデシュ橋梁改良事業、母子保健および保健システム改善事業、都市建物安全化事業、地方行政強化事業である。これらに係る具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年6月上旬～2015年6月中旬）

ア JICA南アジア部と協議を行い、本技術支援の目的・趣旨等を確認する。

イ 対象となる事業の実施機関、貸付実行方式、進捗状況等の確認・把握を行う。

(Loan Agreement (L/A)、プログレスレポート、貸付実行進捗表等の内容の把握)

ウ JICAの調達及びコンサルタント雇用ガイドライン、貸付実行手続等の各種手続きを確認し、必要に応じてJICA南アジア部各課と協議を行う。

エ 対象実施中案件における課題を予め分析する。

オ 各調査における派遣予定国の各JICA在外事務所と連絡を取り、現地での調査工程を調整する。

カ 上記ア～オの業務に基づき、業務計画書（英文・和文）を作成し、JICA南アジア部に提出・説明する。

(2) 現地派遣期間（2015年6月中旬～2016年4月上旬）

第1～第7次現地作業期間（仮）においては、以下ア～オのうち各作業期間ごとに、JICA南アジア部が指定し事務所と打ち合わせた業務を行う。

ア 現地業務開始時に対象案件の実施機関に業務計画書（英語）を提出し、業務計画を確認する。

イ 2015年度審査対象新規案件のF/F・審査補助（財務分析、経済分析、補完情報収集等）を行う。

ウ 2014年度承諾済案件立ち上げ支援（EOI、RFP等コンサルタント選定書類作成支援、技術評価への支援等）を行う。

エ 実施中円借款案件の貸付実行を促進する。

オ 現地業務結果報告書を各事務所に提出する。

1) 第1次現地作業期間（2015年6月中旬～7月中旬、派遣予定国：バングラデシュ・インド）

ア～オ

2) 第2次現地作業期間（2015年8月上旬～8月下旬）：バングラデシュ・スリランカ）ア～オ

3) 第3次現地作業期間（2015年10月上旬～10月下旬：バングラデシュ・スリランカ・インド）

ア～オ

4) 第4次現地作業期間（2015年12月上中旬：インド）ア、イ、オ

5) 第5次現地作業期間（2015年1月中旬～1月下旬：ネパール）ア、ウ、エ、オ

6) 第6次現地作業期間（2016年2月上旬～2月下旬：バングラデシュ）ア～オ

7) 第7次現地作業期間（2016年3月下旬～4月上旬：ネパール）ア、ウ、エ、オ

(3) 国内作業期間（2015年7月下旬、9月上旬、11月上旬、12月下旬、2016年3月上旬、4月中旬、各現地派遣後2日間を予定）

ア 対象案件の進捗状況につき、JICA南アジア部に報告する。

イ 次回派遣時の対象となる事業の実施機関、貸付実行方式、進捗状況等の確認・把握を行う。（Loan Agreement (L/A)、プログレスレポート、貸付実行進捗表等の内容の精査）

ウ 次回派遣予定国のJICA在外事務所と連絡を取り、現地での調査工程のすり合わせを行う。

エ 次回派遣に係る業務計画書（英文）を作成し、JICA南アジア部に提出・説明する。

オ 対象案件のコンサルタント雇用に係るTOR案作成、その他の調達支援を行う。

(4) 帰国後整理期間（2016年4月下旬）

JICA南アジア部に対し、担当業務の実施内容・提言をまとめた専門家業務完了報告書（和文）を作成し、報告・提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書（全体）及び各派遣時業務計画書（第2-7次派遣時）

1) 業務計画書

和文・英文5部（JICA南アジア部、JICAバングラデシュ事務所、JICAインド事務所、JICAネパール事務所、JICAスリランカ事務所）

2) 各派遣時業務計画書

和文・英文3部（JICA南アジア部、各次派遣先事務所）

(2) 現地業務結果報告書（各派遣時）

英文3部（JICA南アジア部、各次派遣先事務所）

(3) 専門家業務完了報告書

和文・英文5部（JICA南アジア部、JICAバングラデシュ事務所、JICAインド事務所、JICA

ネパール事務所、JICAスリランカ事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。但し、業務計画書(第2-7次派遣時)、現地業務結果報告書(各派遣時)については電子データの提出で可とする。また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA南アジア部に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空便経路：成田または羽田⇄デリー、成田または羽田⇄コロンボ、成田または羽田⇄ダッカ、成田または羽田⇄カトマンズ

航空費を見積もる際は、各派遣時に2カ国にて業務を行うことを前提とし、国間を移動する際はバンコク経由としてください。

各国の派遣回数としては、バングラデシュ：4回、インド：3回、ネパール：2回、スリランカ：2回を上限として予定しております。

(2) 戦争特約保険料

なし

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

派遣時期(現地作業期間)については、変動する可能性があります。

② 現地での業務体制

本専門家1名のみを派遣予定(他の専門家の派遣予定はありません)

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

あり

(2) 参考資料

類似業務のワーク・プラン、現地業務結果報告書、専門家業務完了報告書はJICA南アジア部計画課(Tel.03-5226-8679)に連絡の上、閲覧可能。

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度

ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地派遣作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、在外事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③業務実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案することは妨げないが、詳細な日程は別途JICA南アジア部との協議のうえ、決定するものとします。
- ④本業務においてコンサルタント選定書類作成支援や、技術評価への支援に携わった案件については、応募することができないものとします。

以上